

12. 管理運営

新見公立大学法人 中期目標

V. 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制に関する目標

1) 運営体制の強化

理事長が強いリーダーシップを発揮し、弾力的かつ機動的な運営ができる体制の充実を図る。

法人の掲げる教育、研究及び社会貢献に関する基本的な目標を達成するため、運営方針を確立し、これを効果的に実行するための運営体制を整える。

各教員が大学のあり方を主体的に考え、大学運営に対する意識の向上、教員と事務職員の両者の密接な連携が図れるように意識改革を行ない、一体的かつ効率的な組織運営に努める。

3) 学外有識者の登用

学外の有識者及び専門家を役員又は委員に積極的に登用し、運営の強化を図るとともに、地域に開かれた大学運営を推進する。

2 人事の適正化に関する目標

3) 人材の確保

中長期的な観点から職員定数及び人件費を適正に管理する。

大学の教育研究等の質の向上及び効率的、効果的な運営を実現するため、教育研究組織及び事務組織の業務内容や専門性に応じて、多様な方法により幅広い分野から優秀な人材を確保する。

業務内容や専門性に応じて、法人固有職員、市派遣職員、非常勤職員、人材派遣職員等を適切に配置し、人的資源を効果的に活用することで円滑な組織運営を図る。

(a) 教授会

〈現状の把握〉

新見公立短期大学の教授会は、学校教育法 93 条第 1 項、および新見公立短期大学学則第 35 条に則り組織されており、新見公立短期大学教授会規程第 3 条において表 12-1 のように審議事項を定めている。なお、2008 年度の法人化までは、学長および教授を構成員とする教授会が教員の人事に関する審議権を、学長、教授、准教授、講師および助教を構成員とする教授会が予算に関する審議権を有していたが、法人化後は、前者は教育研究審議会に、後者は経営審議会に移管された。

表 12-1 所掌事務

新見公立短期大学教授会規程

第3条

- (1) 教育研究に関すること。
- (2) 学生の入学(転入学及び再入学を含む。)、退学、転学、休学、復学、除籍、卒業及び修了に関すること。
- (3) 学生の試験及び単位の認定に関すること。
- (4) 学位授与に関すること。
- (5) 学生の生活支援に関すること。
- (6) 学生の賞罰に関すること。
- (7) 学則及び規程に基づく学内諸規定に関すること。
- (8) その他教授会が必要と認める事項に関すること。

さらに、第10条には、「学則及びこの規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。」と記している。

前述のように教授会は、教育または研究に関する事項を審議しているが、教員人事に関しては、法人化後、教育研究審議会の議を経てその都度教授会において教員選考委員会を設置し、公立大学法人新見公立大学教員選考基準に基づき候補者の選考に当たることとされている。その選考結果に基づき、教育研究審議会において出席者の3分の2以上の賛成を得て承認し、理事長に報告することとなった。ただし、非常勤講師・非常勤助手の採用に関しては、教務委員会で案件を審議し、教授会に上程し、審議した後に学長が決定し、理事長が任命している。

2010年の大学併設後は、併設大学にも教授会が設置された。定例教授会は通常、2大学の教授会を合同で開催している。その際、議題ごとに2大学に共通の議題、短期大学の議題、併設大学の議題に区分して審議している。短期大学固有の議題を審議する際には、大学所属の教員はオブザーバーとなっている。なお、議事録については、短期大学と併設大学に関するものを別個に作成・保管している。なお、入試合格者決定教授会等、各大学に固有の議題のみを審議する場合は、それぞれの教授会を別個に開催している。

教授会、教育研究審議会と学長との関係を次に示す。公立大学法人新見公立大学定款第10条第2項において、「理事長は、公立大学の学長となる。」と記されており、学長は教授会、理事会、審議会の全てに出席している。

理事会は、理事長(学長)、総務・財務担当理事(事務局長)、教育・研究担当理事(学生部長)、特命担当理事(学外者)の4名で構成され、必要に応じて理事長が招集し議長を務める。審議内容は、経営・教学の両面にわたり、中期目標、中期計画、予算・決算など法人運営上の特に重要な案件について、理事長の意志決定に先立ち議決を行っている。

経営審議会は、理事会役員に学外有識者4名を加えた8名で構成され、必要に応じ理事

長が招集して議長を務める。審議内容は、法人の経営に関する重要事項について行っている。

教育研究審議会は、理事会役員に学長が指名する教育研究上の重要な組織の長7名と、学長が指名する法人の職員2名の計18名で構成され、必要に応じ学長が招集して議長を務める。学長が指名する教育研究上の重要な組織の長とは、学生部長（理事を兼任）、広報部長、図書館長、併設大学看護学部長、併設大学看護学部看護学科長（看護学部長が兼任）、短期大学幼児教育学科長、短期大学地域福祉学科長、短期大学地域看護学専攻科長、学生部次長（実数7名）（教育研究審議会規程第2条第1項）であり、学長が指名する法人の職員とは、総務課長および学務課長（同第2条第2項）である。審議内容は、教育研究に関する重要事項について行っている。

教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教および助手をもって組織されており、学長が招集し議長となる。毎月第4水曜日の午後3時から定例会を開催するほか、緊急を要するときおよび構成員の3分の1以上の者から開催の請求があったときは臨時会を開催できる。

〈現状の分析・評価〉

法人化前は、教授会（学長・教授・准教授・講師・助教で組織）において、教学に関する規程等の改廃・教育予算・非常勤教員の人事を含む各事項を審議していた。一方、専任教員の人事に関する事項は、学長および教授から構成される教授会において審議された。後者の教授会は、原則として月1回開催されている。例えば2010年度には22回、2009年度には19回の会議が開かれている。教授会では教員の人事に関する事項以外に、重要事項に関する意見集約・論点整理などの後、前者の教授会に提案している。これらのように2008年度の法人化後においても、学長のリーダーシップの元に教授会が実質的な審議を行うなど、教育研究組織を運営する上で、実際に携わる教員の意見が反映される機能を有していることが本学の長所といえる。

法人化により、教授会の従来の審議事項から専任教員の人事に関する事項および重要な規程の制定または改廃に関する事項（法人の経営に関するものを除く）が切り離され、教育研究審議会に、教育予算に関する事項が経営審議会に移管された。専任教員の選考に関しては、従来、教授会（学長・教授・准教授・講師・助教で組織）において、教員選考委員会を設置し、選考結果を教授会（学長・教授で組織）に報告後、教員候補者を決定し、市長が任用していた。法人化後は、教授会（学長・教授・准教授・講師・助教・助手で組織）において教員選考委員会を設置し、選考結果を教育研究審議会に諮り教員候補者を決定し、理事会の議を経て理事長が採用している。

教育研究審議会においては、教学に関する規程の改廃・基本方針・重要事項等が審議される。これら機能・構成は法人化前の学長・教授で組織される教授会に相当する。その他の具体的な案件は、原則として各学科または各種委員会を経て教授会に提案し、審議して

いる。学生の身分変更・懲戒・厚生補導および自己点検・自己評価に関する案件は、同じく教授会に上程し報告・審議している。このことは教授会構成員の意思が実質的に反映されていると評価できる。学長、学生部長、学科長、専攻科長、図書館長は、教授会の決定に基づいた執行体制を敷いている。このように、教学関係のすべての事項を教授会で審議しているという点で、教授会は教授会規程に定める役割を適切に果たしている。また、決定の過程も適切かつ公正である。

一方、学長は、大学の審議機関である教授会を招集し議長となる。また、公立大学法人の理事長を兼任し、教育研究審議会を招集し議長となる。このように学長（理事長）は、教員の意見を集約した上で、リーダーシップを発揮し、速やかに執行できる体制を取っていると評価できる。

〈改善方策の検討〉

本学教授会は、学長から助手までの教員が参加しており、全体の意見が実質的に集約できている。また、教育研究審議会等において、学長をはじめとする学科長等の幹部教員等のリーダーシップが発揮できている。その決定に基づき案件を執行しているので、本学は、弾力的かつ機動的な運営ができているものと評価できる。しかし、教授会等で、例えば若手教員が活発に提案し、審議をさらに充実させるための、啓発などの取組が必要であると認識している。

（b）学長、短期大学部長の役割と選任手続

〈現状の説明〉

学長・理事長の選任は表 12-2 のとおりである。公立大学法人の理事長が短期大学および併設大学の学長を兼ねることが定款第 10 条第 2 項によって、定められている。したがって、学長の選任は、法人の理事長の選任を意味している。理事長の選任に際して、短期大学および併設大学のそれぞれが選考会議を設置する（定款第 11 条）。両大学の委員は、それぞれ法人の経営審議会から互選された 3 名および教育研究審議会から互選された 3 名の計 6 名で構成される（理事長を除く）。選考会議は、理事長選考および解任手続等に関する規程第 5 条に定めるところによって、候補者を選考する。各大学選考会議の結論が異なる場合は、理事長選考代表者会議を設置し、理事長を選考する（定款第 12 条）。選任された理事長候補者を新見市長に上申し、市長が任命する。

表 12-2 学長・理事長の選任

公立大学法人新見公立大学定款

(理事長の任命等)

第 10 条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、市長が行う。

- 2 理事長は、公立大学の学長となる。
- 3 第1項の申出は、理事長を選考するため法人に設置する次条第1項に規定する理事長選考会議(以下「選考会議」という。)の選考に基づき行う。

(理事長選考会議)

第11条 法人に公立大学ごとに選考会議を置き、法人の規程で定める手続により理事長を選考する。

- 2 公立大学ごとに置かれる選考会議は、次の各号に掲げる委員各3人をもって構成する。
 - (1) 第19条第1項に規定する経営審議会において同条第2項第2号及び第3号に掲げる者のうちから互選された者
 - (2) 第24条第1項に規定する教育研究審議会において同条第2項第3号及び第4号に掲げる者(経営審議会の委員を除く。)のうちから互選された者
- 3 選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 議長は、選考会議を主宰する。
- 5 第2項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って法人の規程で定める。

(理事長選考代表者会議)

第12条 前条第1項の規定により公立大学ごとに置かれた選考会議の選考の結果が一致しないときは、理事長選考代表者会議(以下「代表者会議」という。)を置き、理事長を選考する。

- 2 代表者会議は、選考会議においてその委員の中から選出された6人で組織する。
- 3 前項の規定により、各選考会議から選出される委員の数は、それぞれ3人とする。
- 4 代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 議長は、代表者会議を主宰する。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、代表者会議の議事の手続その他代表者会議に関し必要な事項は、議長が代表者会議に諮って法人の規程で定める。

公立大学法人新見公立大学理事長選考及び解任手続等に関する規程

(理事長候補者の資格)

第2条 理事長候補者は、人格が高潔で、学職が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力及び法人の経営管理能力を有する者でなければならない。

(候補者)

第5条 選考会議は、次の各号に掲げる者を理事長候補者とする。

- (1) 経営審議会から推薦された2人以内の者
- (2) 教育研究審議会から推薦された2人以内の者
- (3) 公立大学の専任教員である教授、准教授、講師及び助教(以下「公立大学の専任教員」

という。)3人以上から推薦された者

(4) 公立大学の専任教員3人以上から推薦者を得て自ら立候補した者

2 前項第3号及び第4号の場合において、公立大学の専任教員は、複数の理事長候補者の推薦人になることはできない。

公立大学法人新見公立大学理事長選考代表者会議規程

(議長)

第5条 代表者会議に議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、代表者会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第7条 代表者会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

学生部長の選任は、併設大学または短期大学の教授をもって充てることになっている。学生部長は、併設大学の学部および短期大学各学科から学生部長候補者適任者1人を学長に推薦し、学長は、その中から候補者を決定して教育研究審議会に報告し、理事長が任命する。(学生部長等選考規程第3条) 学生部長を補佐する学生部次長は、学生部長が併設大学または短期大学の教員の中から候補適任者を学長に推薦し、学長が候補者を決定して教育研究審議会に報告し、理事長が任命する。(同第4条)

図書館長の選任は、併設大学または短期大学の教授をもって充てることになっている。図書館長は、併設大学の学部および短期大学各学科から図書館長候補者適任者1人を学長に推薦し、学長は、その中から候補者を決定して教育研究審議会に報告し、理事長が任命する。(学生部長等選考規程第8条)

各委員会の委員長選任方法は次のとおりである。

◎ 委員会規程により設置された委員会

- ・評価委員会——学長をもってこれに充てる。
- ・将来構想委員会——学長が指名する者をもってこれに充てる。
- ・教務委員会——構成委員の互選によってこれに充てる。
- ・FD委員会——構成委員の互選によってこれに充てる。
- ・図書委員会——図書館長をもってこれに充てる。
- ・学生生活委員会——構成委員の互選によってこれに充てる。
- ・入試委員会——構成委員の互選によってこれに充てる。
- ・保健委員会——構成委員の互選によってこれに充てる。
- ・就職委員会——構成委員の互選によってこれに充てる。

- ・教養教育委員会——構成委員の互選によってこれに充てる。
- ・紀要編集委員会——構成委員の互選によってこれに充てる。
- ・人権啓発委員会——構成委員の互選によってこれに充てる。
- ・地域支援活動委員会——構成委員の互選によってこれに充てる。
- ・年報委員会——構成委員の互選によってこれに充てる。
- ・学報編集委員会——構成委員の互選によってこれに充てる。
- ・学生選抜等委員会——学長をもってこれに充てる。

◎ 個別の規程により設置された委員会

- ・入試作問委員会——学長が本学教員の中から入試主任を委嘱し、入試主任をもってこれに充てる。
- ・研究倫理審査委員会——学長をもってこれに充てる。
- ・業者等指名審査委員会——事務局長をもってこれに充てる。
- ・衛生委員会——大学運営を統轄管理する者又はこれに準ずる者のうちから理事長が指名した者をもってこれに充てる。
- ・教員再任審査委員会——理事長をもってこれに充てる。
- ・教員選考委員会——学長をもってこれに充てる。
- ・職務発明審査会——理事長をもってこれに充てる。
- ・組換えDNA安全委員会——構成委員の互選によってこれに充てる。
- ・個人情報保護委員会——構成委員の互選によってこれに充てる。
- ・学生会館管理運営委員会——学生部長をもってこれに充てる。
- ・情報システム管理委員会——構成委員の互選によってこれに充てる。
- ・自動車事故等処理審査会——事務局長をもってこれに充てる。
- ・奨学基金審査委員会——事務局長をもってこれに充てる。
- ・防火対策委員会——事務局長をもってこれに充てる。
- ・新型インフルエンザ等学内対策委員会——学長をもってこれに充てる。

特に学長のリーダーシップが必要である委員会については、学長自らが委員長となる。ただし、「教員選考委員会」は原則として当該学科の学科長が、「研究倫理審査委員会」は委員の互選により、それぞれ副委員長が選任されて、委員長（学長）を補佐して議事進行等の実務を行う。

学科長の選任は、当該学科の専任の教授をもって充てることになっており、学長が当該学科に対し、学科長候補適任者の推薦を求め、当該学科より推薦された候補適任者を教育研究審議会に報告し、理事長が任命する。

学長は、教学に関して学則および諸規程に定められた事項等に関して、以下の職務を果たしている。学則に定められた権限は、通常、各種委員会の審議に基づき、教授会の議を

経て執行される。また、諸規程に規定される事項の多く、および日常業務に関する意思決定・事務決裁は、教学にかかる学長のリーダーシップに基づいて執行されている。

◎ 短期大学学則に基づく事項

1. 臨時に休業日を設け、または変更する。
2. 本学の入学志願者を選考して、合格者を決定する。
3. 入学手続を完了した者に入学を許可する。
4. 転入学を志願する者がいるときに、選考の上、入学を許可する。
5. 短期大学の1の学科を卒業した者、または自ら希望して退学した者が再入学を希望するとき、選考の上、再入学を許可する。
6. 学生が疾病などの理由で修学できない場合に休学を許可する。
7. 休学期間中に復学を希望する者に復学を許可する。
8. 疾病のため修学が適当でない学生に休学を命じる。
9. 学生の退学を許可する。
10. 一定の要件がある学生を除籍する。
11. 単位の計算について、1単位に相当する授業時間を一定の範囲内で定める。
12. 学則に定める以外の授業科目の履修方法について定める。
13. 単位の授与について、試験等に関する規程を定める。
14. 他大学等との単位互換について卒業要件となる単位の範囲を定める。
15. 入学前に大学・短期大学で履修した授業科目で修得した単位を、本学の単位として認定する。
16. 転入学・再入学した者の既に履修した授業科目の修得した単位の取り扱いを決定する。
17. 一定の要件を備えた者の卒業を認定し、卒業証書を授与する。
18. 卒業した者には、規程により短期大学士の学位を授与する。
19. 教授会の運営に関し、必要な事項を定める。
20. 委員会に関する規程を定める。
21. 選考の上、科目等履修生の入学を許可する。
22. 選考の上、研究生の入学を許可する。
23. 選考の上、社会人特別入学生の入学を許可する。
24. 選考の上、帰国子女特別入学生の入学を許可する。
25. 選考の上、外国人学生の入学を許可する。
26. 科目等履修生、研究生、社会人、帰国子女、外国人学生に関し、必要な事項を定める。
27. 学生を表彰する。
28. 学生を懲戒する。
29. 学生の厚生補導施設に関し、必要な事項を定める。
30. 専攻科学生で一定の要件を備えた者の修了を認定し、修了証書を授与する。

- ◎ 諸規程等に基づく事項（短期大学に関するものに限る）
1. 教育研究審議会を招集して議長となる。（定款第26条、27条および教育研究審議会規程）
 2. 定款第28条に定める以外の教育研究審議会の審議事項を定める。（教育研究審議会規程）
 3. 2年を超えない範囲内において任期を定め、学部長、学科長および専攻科長を任命する。（組織に関する規程）
 4. 教授会を招集する。また、学則・規程に定める以外の教授会の運営に必要な事項を教授会の議を経て定める。（教授会規程）
 5. 評価委員会および学生選抜等委員会の委員となり、それぞれの委員長となる。将来構想委員会の委員となり委員長を指名する。FD委員会の委員となる。（委員会運営規程）
 6. 入試主任を委嘱し、入試主任の推薦に基づいて入試副主任・作問委員を委嘱する。不適切な行為等があった場合等に入試主任の委嘱を解き、原則として入試主任の申し出に基づいて入試副主任・作問委員の委嘱を解く。また、欠員が生じた場合はこれを補充する。（入試作問委員会規程）
 7. 研究倫理審査委員会の委員となり、委員長となる。他の委員を委嘱する。（研究倫理審査委員会規程）
 8. 教員選考委員となり、学長として委員長になる。（教員選考規程）
 9. 教育研究審議会の議に基づき、理事会の承認を得て名誉教授を選考する。（名誉教授称号授与規程）
 10. 長期の研修を希望する職員について、教授会の議を経て決定する。（職員長期研修要項）
 11. 学生の試験における不正行為の報告を受けて処置し、教授会に報告する。（履修規程）
 12. 教授会の議を経て学位記を交付する。不正があった場合は教授会の議を経て学位を取り消す。（学位規程）
 13. 科目等履修生を教授会の議を経て入学を許可する。また、科目等履修生として不相当と認めたときは、取消または退学を命じる。（科目等履修生規程）
 14. 研究生を教授会の議を経て入学を許可する。また、研究生として不相当と認めたときは退学を命じる。（研究生規程）
 15. 受託研究の受け入れを教育研究審議会の議を経て承認し、契約を締結する。（受託研究取扱規程）
 16. 共同研究の受け入れを教育研究審議会の議を経て承認し、契約を締結する。（共同研究取扱規程）
 17. 奨励寄付金の受け入れを承認する。（教育研究奨励寄付金取扱規程）
 18. 大学における実験の安全確保に関し総括をする。（組換えDNA安全管理規程）
 19. 新型インフルエンザ等発生による休校等の措置を決定する。（新型インフルエンザ等発

生による休校等の措置決定について内規)

◎ 教授会の議決等に基づく事項

教員研究費について、教員個人研究費の傾斜配分を前年度の教員の実績に基づいて決定すること、および課題募集による研究費を申請のあった教員に配分すること。

学生部長の役割は次のとおりである。学生部は、教務、学生、入試に関する事務を処理するために、公立大学法人に置かれた部局である。学生部長および学生部次長（いずれも教員）のみで構成され、事務職員は配置されていない（事務処理は主に学務課で執行）。学生部長および学生部次長の選任について、大学から学生部長を選任した場合は、学生部次長は短期大学から選任することが口頭了解されている。現在は、学生部長は大学から、学生部次長は短期大学から選任され、法人に関する事項または併設大学と短期大学に共通する事項は学生部長が取扱って、学生部次長がこれを補佐し、併設大学に固有の事項は学生部長が、短期大学に固有の事項は学生部次長がそれぞれ取扱う旨の口頭了解がなされている。なお、学生部次長が、短期大学に固有の事項を取り扱う場合には、必要により「短期大学学生部長」の職名を使用できることとしている。

学生部長は、教育研究審議会および経営審議会の委員として、法人の管理・運営に関する審議に参加すると同時に、法人の理事に就任して理事長を補佐し、理事会の一員として教育および研究に関する事項を担当する。

学生部長の職務は、学生の正課外教育のうち、学生自治活動・部活動を含む学生生活や学生支援に関するものが多い。例えば、学生生活委員（併設大学と合同）の委員として、大学執行部の立場から、学生支援・生活指導等の企画・立案に参画している。また、学生会館の総括責任者として、学生も委員として参加する学生会館管理運営の委員長となるほか、学外者利用や時間外利用の許可を決定する（日常的運営は学務課）。

毎年開催される学友会（併設大学と合同の学生自治組織）と大学との懇談会において、議事進行を担当するほか、学生の要望に対する対応の調整等を担当している。学生が、海外もしくは国内における研修等へ参加するとき、また、緊急な事情等により経済的に困窮した場合に、貸付によって学生を援助することを目的とする本学独自の奨学金の管理・運営について、事務局長を委員長とし、学生部長および学生生活委員長を委員とする委員会で必要事項を審議している。事務局長を委員長とする業者等指名審査委員会に、学生部長は教員を代表する立場で参画し、総務課長および学務課長とともに法人が発注する工事または製造の請負、物品の購入その他の契約について、請負業者等の指名選定の公正および工事等の良好な施行を審議している。学生部長は、学生の保護者・保証人で構成される後援会（併設大学と合同）において理事に就任して、運営に参画している。また、同窓会（併設大学と合同）の役員会に陪席して、大学からの連絡・報告等を行っている。また、将来構想委員会の委員として、将来計画の企画・立案に参画している。

学生部長は、歴史的に、開学から1986年度まで置かれていた教員が就任する職であった教務課長（正課教育を担当）と学生課長（学生生活を担当）のうち、主に学生課長の職務を引き継いでいることから、教務（教務委員長・学務課長が担当）、学生募集・入試（広報部長・学務課長・入試委員長が担当）、就職等の進路（就職委員長・学務課長が担当）、保健（保健委員長・学務課長が担当）については、直接的な担当はしていない。しかし、大学入試センター関連の事務処理については、対外的に入試担当部長として登録され総括的な管理を担当している。また、理事および学生選抜等委員の立場で、これらに関して併設大学・短期大学各学科間の調整を行うほか、企画・立案等に関する助言を行っている。

附属図書館長の役割は次のとおりである。図書館長は、公立大学法人新見公立大学附属図書館規程第2条第2項において図書館業務を統括すると規定されている。また、公立大学法人新見公立大学附属図書館利用規程では、第11条で図書利用カードの交付、第15条で利用者の利用制限をすることができる規程がある。

公立大学法人新見公立大学図書館管理規程では、第5条で図書の管理責任者として、第14条で図書の除却について規定されている。

公立大学法人新見公立大学委員会規程では、第2条で図書委員会の委員長になること、第4条で委員会を代表して会務を総理すること、第6条で委員会の会議を招集し議長となることが規定されている。

公立大学法人新見公立大学コンピュータ利用規程では、図書館システムの管理権限が規定されている。

委員会規程および諸規程に基づいて設置された各委員会の体制は次のとおりである。委員長は、2011年度の所属と職名を示す（表12-3）。

表12-3 各種委員会

委員会の名称	委員長（所属・職名）	所管事項	事務局
評価委員会	学長	1 自己評価に関する事項 2 外部評価及び第三評価に関すること。 3 評価システムに関する事項 4 その他本学の評価に関すること。	総務課
将来構想委員会	併設大学看護学部教授	地域における本学の役割、高等教育機関としての位置づけ等について具体的に検討していくこと。	総務課
教務委員会	併設大学看護学部教授	1 教育計画に関すること。 2 学生の入学（転入学及び編入学を含み、入試委員会の所管事項を除く。） 3 単位認定に関すること。 4 その他教務に関すること。	学務課
FD委員会	地域福祉学科講師	1 学生の授業評価に関すること。 2 教員相互の授業評価に関すること。 3 教員の研修の企画運営に関すること。 4 授業改善の勧告に関すること。	学務課

委員会の名称	委員長（所属・職名）	所管事項	事務局
図書委員会	附属図書館長	1 図書館資料の収集整理及び保管に関すること。 2 図書館資料の閲覧及び貸出に関すること。 3 図書館奉仕に関すること。 4 本学紀要の保管及び発送に関すること。 5 その他図書の管理及び利用に関すること。	総務課
学生生活委員会	併設大学看護学部准教授	1 就学資金貸与事務に関すること。 2 学生の課外活動に関すること。 3 学生の賞罰に関すること。 4 学生の通学・下宿に関すること。 5 その他学生の厚生補導に関すること。	学務課
入試委員会	地域看護学専攻科教授	1 入学者選抜にかかわる企画に関すること。 2 入学者選抜試験実施要項の作成に関すること。 3 入学者の選考基準の作成に関すること。 4 その他入学者の選抜に関すること。	学務課
保健委員会	地域福祉学科教授	1 学生の健康診断と事後指導に関すること。 2 感染症に対する管理と事後指導に関すること。 3 保健指導及び相談に関すること。 4 保健室の利用に関すること。 5 その他学生の健康管理に関すること。	学務課
就職委員会	併設大学看護学部准教授	1 学生の就職・進学等進路についての指導・相談に関すること。 2 就職活動の企画に関すること。 3 キャリア支援室の利用に関すること。 4 その他学生の進路に関すること。	学務課
教養教育委員会	併設大学看護学部教授	1 本学の教養教育全般に関すること。 2 当該年度の教養にかかわる授業の実施に関すること。	総務課
紀要編集委員会	併設大学看護学部教授	1 発行の日、印刷部数、表紙等の体裁に関すること。 2 掲載論文の承認及び選定 3 紀要投稿要領の制定及び改定に関すること。 4 その他編集及び発行に伴う必要事項	総務課
人権啓発委員会	併設大学看護学部教授	1 セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する啓発活動の企画及び実施に関すること。 2 セクシュアル・ハラスメント等に起因する問題への対応に関すること。 3 その他人権に関する必要な事項	総務課
地域支援活動委員会	幼児教育学科講師	1 文化活動の振興に関すること。 2 各種講座等の開設及び講習会、講演会等の開催に関すること。 3 視聴覚教育に関すること。 4 教育指導者の養成に関すること。 5 その他地域支援活動に必要な事項	学務課
年報委員会	学長	1 学内の講演等に関する事項の掲載に関すること。 2 教員の論文発表会の掲載に関すること。 3 その他編集及び発行に伴う必要事項	総務課
学報編集委員会	地域看護学専攻科准教授	1 学内行事等の掲載に関すること。 2 各学科の事業等に関すること。 3 その他編集及び発行に伴う必要事項	学務課

委員会の名称	委員長（所属・職名）	所管事項	事務局
学生選抜等委員会	学長	1 合格者名簿原案作成に関すること。 2 出願資格の審査に関すること。 3 入試実施等に伴う緊急事態に関すること。 4 学生募集に関する大学学部及び短大学科間の調整に関すること。 5 その他学生募集に関する必要事項	学務課
教員選考委員会*	学長	教授、准教授、講師、助教及び助手の採用及び昇任の選考	総務課
入試作問委員会*	幼児教育学科准教授 併設大学看護学部教授	入学試験の作問及び問題の管理を円滑に実施し、その公平性を確保する	学務課
研究倫理審査委員会*	学長	教員その他本学において研究活動に従事する者が人間を直接対象として行う医学、生物学及び関連科学の研究に対して、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図る	総務課
情報システム管理委員会*	併設大学看護学部講師	構内コンピュータネットワーク及びインターネットに関する事項及び将来計画その他の必要な情報化に関する事項	総務課
衛生委員会*	事務局長	1 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。 2 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。 3 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。 4 前3号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項	総務課
業者等指名審査委員会*	事務局長	工事又は製造の請負、物品の購入その他の契約について、請負業者等の指名選定の公正及び工事等の良好な施行を図る。	総務課
学生会館管理運営委員会*	学生部長	学生の学友会活動及び自主的行動を促進するとともに、学生の福利厚生に供する	学務課
奨学基金審査委員会*	事務局長	学生が海外又は国内における研修等へ参加するとき、又は緊急な事情等により経済的に困窮したとき、貸付けを行うことにより学生を援助する	学務課
教員再任審査委員会*	理事長	教員任期規程に定める教員の再任に係る審査	総務課
職務発明審査会*	理事長	1 職務発明であるかどうかの認定及び決定並びに職務発明でないことと認定され、当該職員から特許を受ける権利又は特許権の譲渡の申出があった場合に法人が特許を受ける権利又は特許権を継承するかどうかの決定に関する事項 2 特別の事情があると認めるときの実施補償金の額の決定に関する事項 3 特別の事情があると認めるときの実施補償金に対する不服の申立てに対する決定に関する事項 4 その他理事長が必要と認める事項	総務課

委員会の名称	委員長（所属・職名）	所管事項	事務局
組換え DNA 安全委員会*	実験申請がないため未定	1 実験に関する規程等の立案に関する事項 2 実験計画の指針及びこの規程に対する適合性の審査に関する事項 3 実験に係る教育訓練及び健康管理に関する事項 4 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関する事項 5 その他実験の安全確保に関する事項	総務課
個人情報保護委員会*	学生部長	1 本学における個人情報の保護に関する施策について 2 本学における個人情報の収集、利用、提供、開示、訂正等に関する事項について 3 その他委員会が判断した個人情報の保護に関する重要事項について 4 この規程の施行に必要な細則等の審議	総務課
自動車事故等処理審査会*	事務局長	1 事故による事務処理に関すること 2 法人の賠償責任に関すること 3 職員の賠償責任に関すること 4 法人に与えた損害に対する求償に関すること	総務課
防火対策委員会*	事務局長	1 消防計画の樹立及びその実施についての審議 2 防火に係る諸規程の制定改廃 3 消防用設備の改善強化 4 防火上の調査、研究及び企画 5 防火思想の普及及び高揚 6 その他防火について必要な事項	総務課
新型インフルエンザ等学内対策委員会*	学長	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める 1 類感染症、2 類感染症及びそれと法的に同等の取扱いを要する感染症の感染者が県内で確認され、文部科学省及び岡山県等から休校及び集会等の自粛の要請があった場合および感染症に関する緊急時等の措置の審議	学務課

【*印は、個別の規程により設置された委員会を示す。】

各委員会は、原則として併設大学と合同の委員会である。ただし、教務委員会、FD委員会、学生生活委員会、入試委員会、就職委員会の各委員会においては、大学部会と短期大学部会があり、それぞれ固有の案件を審議する場合は、部会を開催できることとなっている。また、入試作問委員会においては、短期大学の業務を行う短期大学入試主任・副主任と併設大学の業務を行う入試主任・副主任をそれぞれ委嘱し、それぞれ入試主任が委員長（2人）に就任する。合同で委員会を開催する場合やその他の入試業務は、相互に協力することとなっている。

公立大学法人または短期大学の公式の会議ではないが、各学科の学科会議および専攻科会議（以下「学科会議」）が毎月1～2回開催されている。学科会議では、各学科等の教育研究に関する詳細で具体的な、協議、連絡、教授会・委員会への議題等の調整・確認、教授会等での決定事項の確認などが行われている。

〈現状の分析・評価〉

法人化前には、学長選考会（学長・准教授・講師・助教で構成される教授会に助手を加えた会議）による投票によって意向を調査し、その結果に基づいて教授会が決定していた。法人化後は、上記の短期大学および併設大学に設置されたそれぞれの選考委員会によって、理事長として選任される。法人化によって、幹部教員を除く教員の意向が調査されない制度となった。しかし、2008年度の法人化の際に、法人化前の学長が新見市長によって、初代の理事長に任命されたため、現制度による選任は、実施した実績がない。したがって、選任手続に関する問題点は、把握できていない。

役割については、法人理事長・併設大学学長を兼任し、主要な審議機関を主宰し・重要な委員会について、自らが委員長となるか、または委員長を指名するなど、迅速な意思決定やリーダーシップの発揮が可能な体制にあると評価している。運用面で、学長（＝理事長）の意思決定を支援できる体制、例えば学生募集およびその他の社会情勢等の学外の情報、学生の履修、成績、健康・生活状況等、各種委員会の審議事項、行事準備状況等の学内の情報を、適宜・的確に収集・分析して、常に遅滞なく学長に伝達できるなどの支援体制の構築と運営が課題である。

上述のように、学長が法人の理事長を兼任し、理事会や教育研究審議会等の法人の審議会を主宰する体制であるので、連携・協力関係は円滑である。

〈改善方策の検討〉

法人化および大学併設後、日が浅く、おおむね適切に運用されている現状が、体制的条件または属人的条件のいずれによるものかなど、必ずしも十分に把握できていない現状にある。今後の自己点検・評価による検証をまちたい。

（c） 教学組織と設置者との関係

〈現状の把握〉

旧阿新広域事務組合理事会（代表理事＝旧新見市長）が大学を設置する体制から、新見市長が設置する体制を経て、2008年度の法人化後、公立大学法人が短期大学および併設大学を設置することとなった。理事長が短期大学および併設大学の学長を兼任している。理事長は、重要事項について理事会の議を経て決定することになった（表12-4 定款第18条）。理事は、役員規程第3条（表12-4）により、「総務及び財務、教育及び研究、その他理事長が特に命じる事項」の職務を分担すると規定され、それぞれ事務局長、学生部長および学外理事（非常勤）が就任している。法人における教学に関する規程の改廃・専任教員の人事・基本方針等の重要事項は、教育審議会で審議される。審議会は、理事長（学長）・理事・各学科長等の併設大学を含む幹部教員・総務課長・学務課長が委員となる。一方、教授会は、教学上の具体的な案件、たとえば合格・入学・卒業・退学等の学籍変更、学生募集・入試に関する事項、カリキュラムに関する事項、時間割に関する事項、大学行事に関

する事項等を審議する。教授会は、学長・教授・准教授・講師・助教・助手で組織する。以上のように、大学の幹部教員が設置者である法人の理事・審議委員を兼任する体制である。

表 12-4 教学組織と設置者との関係

公立大学法人新見公立大学定款

(理事及び監事の任命)

第 13 条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際、現に法人の役員又は職員でない者(以下「学外者」という。)が含まれるようにしなければならない。

3 監事は、市長が任命する。

(議決事項)

第 18 条 理事長は、次に掲げる事項について決定しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(1) 中期目標についての意見(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 78 条第 3 項の規定により市長に対し述べる意見をいう。以下同じ。)並びに中期計画(法第 26 条第 1 項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)及び年度計画(法第 27 条第 1 項に規定する年度計画をいう。以下同じ。)に関する事項

(2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 学則及び特に重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 公立大学、学部及び学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(6) 教員及び事務職員の人事及び評価に関する事項

(7) その他理事会が定める重要事項

(審議事項)

第 28 条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項(法人の経営に関するものを除く。)

(2) 法により、市長の認可又は承認を受けなければならない事項(法人の経営に関するものを除く。)

(3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項(法人の経営に関するものを除く。)

(4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

- (7) 教員の人事に関する方針及び基準に関する事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他公立大学の教育研究に関する重要事項

公立大学法人新見公立大学役員規程

(理事の職務)

第3条 理事の職務は、次のとおりとし、その分担は、理事長が定める。

- (1) 総務及び財務
- (2) 教育及び研究
- (3) その他理事長が特に命じる事項

〈現状の分析・評価〉

日常の教学に関する業務は、学則の改正、専任教員の採用・昇任を含めて、法人内で完結できるようになった。また、大学の幹部教員が設置者である法人の理事・審議委員を兼任している。したがって、もし、教学上必要であれば、法人の経営に迅速に反映できる体制となった。

一方、校舎等の教育設備の拡充・教員の増員・一定規模以上の組織改編等の将来計画や教育予算に係る剰余金の処分等には、公立大学法人の設立者である新見市の承認が必要である。

〈改善方策の検討〉

法人化の利点を生かし、かつ法人設立者の新見市との協議による信頼関係を深め、今後の大学の発展に努力したい。

(d) 意思決定

〈現状の把握〉

大学の意思決定に係る管理運営組織については、下図に示すとおりである。本学では、法人理事長・短期大学学長・併設大学学長を兼任している。大学の設置・管理に関わる法人業務と大学業務を理事長兼学長が統括している。意思決定の概念図は、図 12-1 および 12-2 に示すとおりである。

大学としての最終的な意思決定は、学長(=理事長)が、重要事項は、教授会と連携し、教育研究審議会・経営審議会の審議を踏まえ、理事会の議を経て、その他の案件については、教授会の議を経て行っている。いずれも必要により各種委員会の審議に付し、各学科・事務局・図書館等関係部局との協議を実施している。

本学では、すべての各種委員会を、便宜的に教育研究審議会の元に設置している。2010年度の短期大学看護学科・地域看護学専攻科の改組転換による大学併設後も、教学および

運営管理に関する事項を、なるべく法人一体として審議するためである。ひとつのキャンパスに併設された2大学は、校舎・図書館等の建物・施設および事務局を共有し、教員においても相互に乗り入れて授業を担当し、共同研究を実施している例が多いからである。しかし、委員会の審議内容は、教授会に報告されている。また、上述のように、特に教学に関連する教務委員会、FD委員会、学生生活委員会、入試委員会、就職委員会においては、大学部会と短期大学部会を置き、固有の案件を審議できるように工夫している。このことから、各種委員会は、実質的には教授会の専門委員会としての機能を果たしていると認識している。

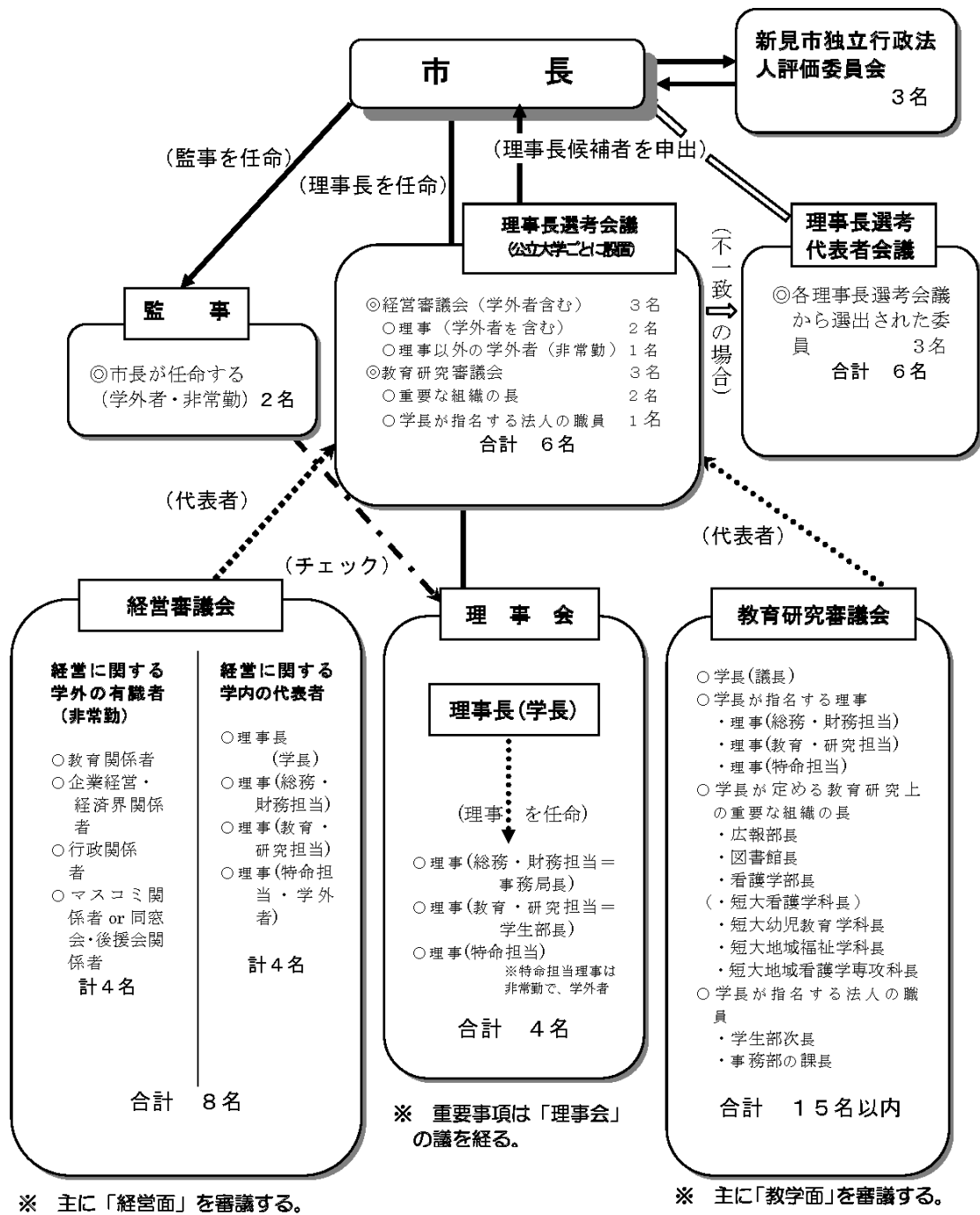


図 12-1 法人運営組織

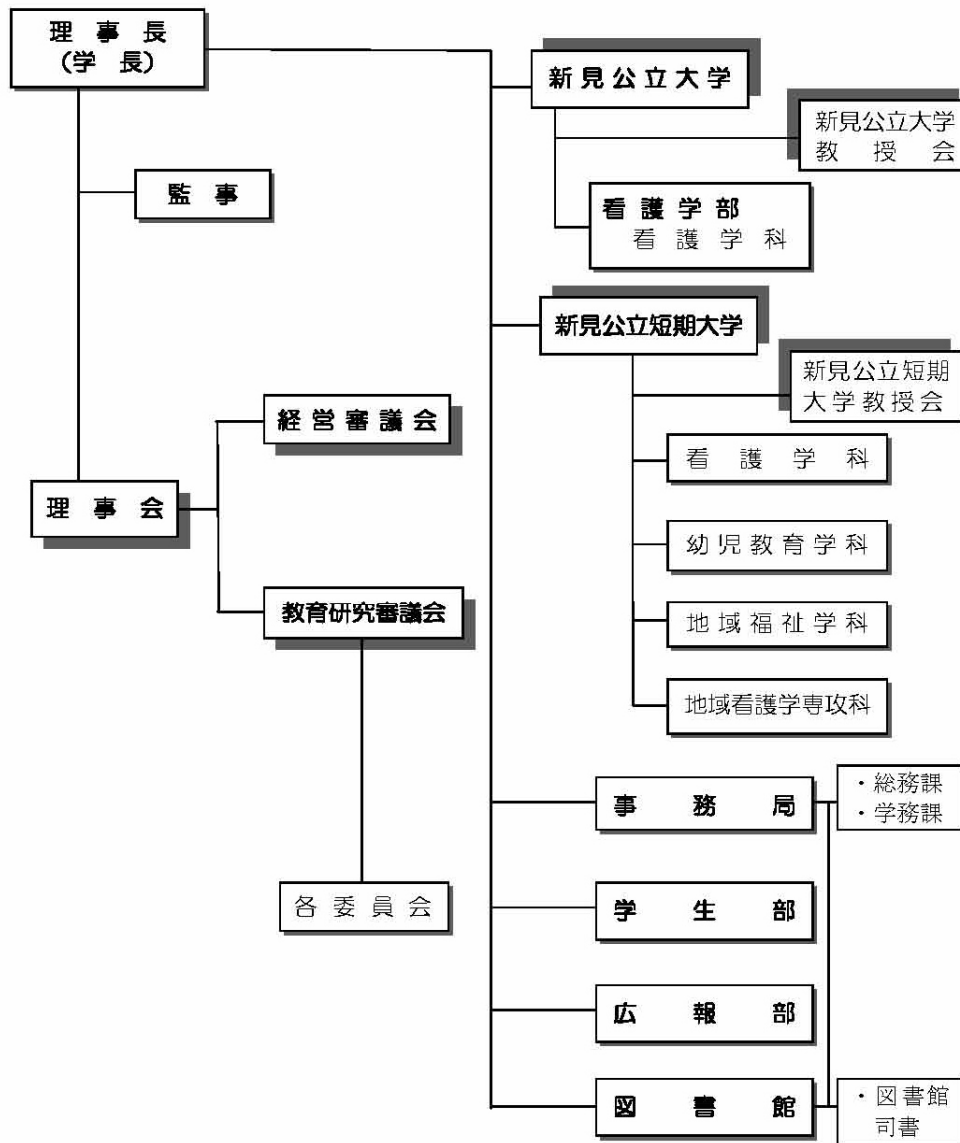


図 12-2 法人運営組織

〈現状の分析・評価〉

実際の運用面においては、おおむね①トップダウンによる場合、②ボトムアップによる場合、③両者の折衷型、④緊急の場合に大別できる。

①のトップダウンによる場合は次のとおりである。学長（＝理事長）が、教育研究審議会および経営審議会（重要事項）または教授会（その他教学に関する事項）の審議に付して意見を集約する。これらや事務局による検討を踏まえて、必要により理事会の議を経て意思決定に至る。正式な提案に先立って、学長が学内理事である学生部長・事務局長、および学科長・図書館長等の関係者と非公式な協議が行われる。学長が幹部教員・事務職員 の提案を受けて、トップダウンによる意思決定がなされる場合もある。

②のボトムアップによる場合は次のとおりである。教員が所属する学科会議（学科固有の案件）または各種委員会（全学的案件）に、事務職員が学科長・学科会議または各種委員会に提案する。学科長または委員長から教授会に提案され、その議を経て意思決定される。随時、学長や必要により幹部教職員との協議が行われる。

③の両者の折衷型による場合は次のとおりである。学長が学科長・各種委員会の委員長等に指示し、ボトムアップ型となる場合、逆に教員・事務職員が学長と協議し、これを受けてトップダウン型となる場合がある。

④の緊急の場合は次のとおりである。学外からの問い合わせへの対応、自然災害・事故等の発生時、入試等学生募集に係る案件等で緊急に対応を要する場合である。入試等学生募集に係る案件は学生選抜等委員会の緊急委員会（委員長・関係教員等3名で成立）を開催し、その他の場合は学内理事および必要により関係管理職教員・事務職員 の協議を経て学長決裁によって意思決定がなされる。内容については、事後、教授会等に報告される。いずれの場合も、教授会審議事項の概要は、理事会、教育研究審議会および経営審議会に、理事会、教育研究審議会および経営審議会審議事項の概要は教授会に、それぞれ報告され、意思決定事項を全学で共有することとしている。また、教授会議事要旨は、学内のファイルサーバ（ID・パスワードで保護）に保存され、随時、閲覧できる体制となっている。

案件の重要度、緊急性等に応じて、各機関がよく機能し、円滑な意思決定がなされているものと評価できる。

〈改善方策の検討〉

今後も、構成員からの意見集約が適切に行われ、迅速に意思決定がなされ、その内容が構成員に共有できるように努めたい。

(e) 管理運営への学外有識者の関与

〈現状の把握〉

理事会は、理事長（学長）、総務・財務担当理事（事務局長）、教育・研究担当理事（学生部長）、特命担当理事（学外者）の4人で構成され、経営・教学の両面にわたり、中期目標、中期計画、予算・決算など法人運営上の特に重要な案件について議決する法人の最高議決機関として責任を担っている。

外部意見は、特命担当理事（学外非常勤）として、学外有識者が参画し、国際交流・地域連携、産学官連携・知的財産・生涯学習等、民間人の立場で意見を述べ大学運営に深く関与している。

教育研究審議会は、教育研究に関する重要事項を審議する機関である。学長、学長が指名する理事（非常勤含む）3名、学長が指名する教育研究上の重要な組織の長7名、学長が指名する法人の職員2名で構成されている。

定款では、学外から委員を選任できることになっているが、学外理事1名を除き、現在のところ選任していない。2012年4月より学外委員1名を選任し、教育研究に関する事項に関して外部意見・提言を受けよりよい審議を行いたい。

経営審議会は、法人の経営に関する重要事項を審議する機関である。理事長、理事（非常勤を含む）3名および理事長が任命する学外有識者（教育経験者・会社の長・マスコミ関係者・行政経験者）の4名で構成されている。

外部意見は、学外有識者が民間人の立場として、①中期目標についての意見並びに中期計画および年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関すること、②法により市長の認可または承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関すること、③重要な規程の制定または改廃に関する事項のうち、法人の経営に関すること、④予算の作成および執行並びに決算に関する事項、⑤公立大学、学部および学科その他の重要な組織の設置または廃止に関する事項、⑥組織および運営の状況について自ら行う点検および評価に関する事項、⑦その他法人の経営に関する重要事項、について意見を述べている。

新見市独立行政法人評価委員会は、地方独立法人法第28条の規定により設置された。新見市地方独立行政法人評価委員会の2010年度業務実績評価の概要は下記のとおり（表12-5）。委員会は、「企業経営に詳しい学識経験者」「教育面に詳しい学識経験者」「財務・監査面に詳しい学識経験者」各1名の3名により組織されている。

表 12-5 新見市地方独立行政法人評価委員会による評価結果

		評価対象項目数	新見市地方独立行政法人評価委員会による評価結果（上段は法人自己評価）							
			年度計画を上回って実施している。		年度計画を順調に実施している。		年度計画を十分実施できていない。		年度計画を実施していない。	
教育研究等	1. 教育	13	(3)		(10)		(0)		(0)	
			3		10		0		0	
	2. 研究	4	(0)		(4)		(0)		(0)	
			0		4		0		0	
	3. 学生確保・支援	7	(3)		(4)		(0)		(0)	
		3		4		0		0		
4. 地域連携・貢献	4	(2)		(2)		(0)		(0)		
		2		2		0		0		
合計	28	(8)	(28.6%)	(20)	(71.4%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	
		8	28.6%	20	71.4%	0	0.0%	0	0.0%	
法人業務運営	1. 運営体制	3	(3)		(0)		(0)		(0)	
			3		0		0		0	
	2. 人事適正	3	(0)		(3)		(0)		(0)	
			0		3		0		0	
合計	6	(3)	(50.0%)	(3)	(50.0%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	
		3	50.0%	3	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	
財務内容等	1. 事務等効率化	3	(2)		(1)		(0)		(0)	
			2		1		0		0	
	2. 外部資金等	2	(0)		(2)		(0)		(0)	
			0		2		0		0	
	3. 資産	2	(0)		(2)		(0)		(0)	
0			2		0		0			
合計	7	(2)	(28.6%)	(5)	(71.4%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	
		2	28.6%	5	71.4%	0	0.0%	0	0.0%	
自己点検評価	1. 自己点検評価	2	(2)		(0)		(0)		(0)	
			2		0		0		0	
	2. 情報公開	1	(1)		(0)		(0)		(0)	
			1		0		0		0	
合計	3	(3)	(100.0%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	
		3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
その他	1. 施設設備整備・活用	1	(1)		(0)		(0)		(0)	
			1		0		0		0	
	2. 安全管理	1	(0)		(1)		(0)		(0)	
			0		1		0		0	
合計	2	(1)	(50.0%)	(1)	(50.0%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	
		1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	
総合計	46	(17)	(37.0%)	(29)	(63.0%)	(0)	(0.0%)	(0)	(0.0%)	
		17	37.0%	29	63.0%	0	0.0%	0	0.0%	

〈現状の分析・評価〉

委員会においては、書面審査および法人関係者（理事長・理事・事務局等）のヒアリングによって審査が実施された。2010年度においては、法人の自己評価書がおおむね妥当であるとの評価が得られた。教育研究等の評価項目中、年度計画を上回って実施 29%、年度計画を順調に実施、71%、法人業務運営で、同じく 50%、50%、財務内容で同じく 29%、71%、自己点検評価で同じく 100%、0%等、全体で同じく 37%、63%の評価であった。

総合的評価を評価書から抜粋して引用すると、次のとおりであった。

「教育内容において、各学科を横断した『学科合同学び報告会』による教養教育の充実や、各学科での卒業研究の設定、公立大学での国際交流活動の単位化など、積極的取組は評価できる。

地域貢献として、子育て中の親子の交流広場や表現発表会は、市民の関心を集め、大学の持つ専門的な知識を有効に生かし、親子と学生の交流の場となり、今後も活動の場が広がることを期待するものである。また、教員の講座等は、子育て、看護、介護などの専門的なノウハウが盛り込まれ、教育研究成果を地域へ還元していることは、評価できる。

優秀な学生の確保については、在学生による出身校への訪問や、教員による高校訪問など積極的な取組を行っており、さらに、短期大学における就職希望者の就職率 100%達成など、教育の質の改善と向上に努めていることは、評価できる。

財務内容の健全化については、業務効率化や職員の意識改革により剰余金を発生させるなど努力が見られた。

以上全体として、2010年度は、公立大学法人新見公立大学が法人化のメリットを生かし、これまで培ってきた成果をもとに、教育内容の充実、地域等との連携並びに運営面での更なる効率化など、積極的に取り組んでいることから、業務の実績における中期計画は計画どおり進んでいると評定する。」

〈将来の改善〉

2008年度の法人化以降、年度ごとに、年度計画に対する自己点検評価を実施してきた。今後も、この体制を維持し、評価内容を業務運営に反映する仕組みを、さらに充実・強化したい。